



熊本県公報

第12828号
令和元年(2019年)
6月4日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地変更……	(労働雇用創生課) 1
○造成地宅地防災区域の指定……	(建築課) 1
○漁業調査船「ひのくに」代船建造工事に係る一般競争入札の 参加資格等……	(水産振興課) 2
○令和元年度(2019年度)クリーニング師研修及び業務従 事者講習の指定……	(薬務衛生課) 3
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村から の意見……	(商工振興金融課) 4
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村から の意見……	(") 4
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村から の意見……	(") 4
○肥料登録有効期間更新……	(農業技術課) 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……	(建築課) 5
○漁業調査船「ひのくに」代船建造工事に係る一般競争入札の 実施……	(水産振興課) 5
登 載 依 頼	
○令和元年度第1回熊本県産業教育審議会の開催……	(産業教育審議会) 9
○令和元年度(2019年度)熊本県高等学校産業教育電算機 組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入りに係 る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……	(高校教育課) 9
○令和元年度(2019年度)熊本県高等学校産業教育電算機 組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入りに係 る一般競争入札の実施……	(") 10
○球磨川堰周辺における水産動物の採捕禁止区域の設定 ……	(内水面漁場管理委員会) 14
○新前川堰周辺における水産動物の採捕禁止区域の設定 ……	(") 14
○熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……	(人事委員会) 14
○熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管 理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……	(") 14
○第25回参議院熊本県選出議員選挙における立候補予定者等 説明会の開催……	(選挙管理委員会) 15

告 示

熊本県告示第69号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第3項の規定により、次の者から事務所の所在地変更の届出があったので、同法第27条第4項の規定により告示する。

令和元年(2019年)6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 社会福祉法人弘仁会
熊本県天草障害者就業・生活支援センター
- 2 変更前の事務所の所在地 熊本県天草市今釜新町3667
変更後の事務所の所在地 熊本県天草市本渡町広瀬99-1
- 3 変更年月日 令和元年(2019年)5月1日

熊本県告示第70号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年(2019年)6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

寺迫・木山地区(大規模)

上益城郡益城町大字寺迫字今吉38番1、38番2、38番3、38番4、38番5、38番6、38番8、38番9、38番10、38番11、39番1、39番2、40番、41番、75番、76番1、76番2、77番、77番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、78番、79番、80番1、80番1地先の水、80番2、80番3、80番4、80番5、81番、81番2、82番、83番1、83番1地先の道、83番5、83番6、83番7、83番8、83番9、83番10、83番12、83番12地先の水、83番14、83番19、83番20、83番21、83番22、83番23、85番2、87番2、89番4、89番4地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、90番1、90番2、90番3、91番2、91番3、92番3

上益城郡益城町大字木山字居屋敷278番1、279番1、279番1地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、279番2、281番、282番、282番地先の水、283番1、283番2、283番3、283番4、283番6、283番6地先の水、283番7、283番8、283番9、283番12、283番13、284番1、284番4、284番5、284番6、284番7、284番8、286番1、286番2、286番3、286番4、287番1-1、287番1-2、287番2、288番1、289番1、289番8、289番10、289番11、289番12、289番13、289番14、289番15、289番16、289番17、289番18、289番19、289番20、289番21、289番22

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第71号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和元年(2019年)6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
漁業調査船「ひのくに」代船建造工事
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年(2006年)熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」で登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和元年(2019年)6月18日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和4年(2022年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和3年(2021年)10月1日から令和3年(2021年)11月30日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県告示第72号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定する研修（以下「研修」という。）及び同法第8条の3に規定する講習（以下「講習」という。）として次のとおり指定した。

令和元年（2019年）5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 - (2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の種類
 - (1) 第1型研修（研修のうちクリーニング師が出席して受講するもの）
 - (2) 第1型講習（講習のうちクリーニング業務の従事者が出席して受講するもの）
 - (3) 第2型研修（研修のうちクリーニング師が通信制で受講するもの）
 - (4) 第2型講習（講習のうちクリーニング業務の従事者が通信制で受講するもの）
- 3 第1型研修について
 - (1) 開催年月日及び会場

開催年月日	会場
令和元年（2019年）7月28日（日）	くまもと県民交流会館パレア 熊本市中央区手取本町8番9号
令和元年（2019年）8月18日（日）	熊本県婦人会館 熊本市中央区水道町14番21号
 - (2) 科目及び時間数

ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間（前回受講から3年以内の受講者は、30分間）

イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間

ウ 洗濯物の処理 1時間

エ 繊維及び繊維製品 1時間（前回受講から3年以内の受講者は、30分間）

（注） 研修終了後、レポートの提出あり
 - (3) 受講料
5,000円
- 4 第1型講習について
 - (1) 開催年月日及び会場

開催年月日	会場
令和元年（2019年）10月20日（日）	熊本県婦人会館 熊本市中央区水道町14番21号
 - (2) 科目及び時間数

ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間（前回受講から3年以内の受講者は、30分間）

イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間

ウ 洗濯物の処理 1時間

エ 繊維及び繊維製品 1時間（前回受講から3年以内の受講者は、30分間）

（注） 講習終了後、レポートの提出あり
 - (3) 受講料
4,500円
- 5 第2型研修及び第2型講習について
 - (1) 受講対象者

ア 第2型研修 第1型研修の受講が困難な者

イ 第2型講習 講習を受講する必要がある者
 - (2) 受付期間及びレポート提出締切日

区分	受付期間	レポート提出締切日
研修 （第1回）	令和元年（2019年） 7月29日（月）から 同年8月20日（火）まで	令和元年（2019年） 9月20日（金）
講習 （第1回）	令和元年（2019年） 10月21日（月）から 同年11月5日（火）まで	令和元年（2019年） 12月5日（木）
 - (3) 科目及びレポート課題

ア 衛生法規及び公衆衛生

イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し

ウ 洗濯物の処理

エ 繊維及び繊維製品
 - (4) 受講料

ア 第2型研修 5,000円

イ 第2型講習 4,500円
- 6 研修及び講習の問合せ先

公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センター
熊本市中央区白山一丁目4番9号 末永ビル2階
電話番号 096-362-3061

公 告

熊本県公告第73号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出について同法第8条第1項の規定により菊陽町から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

令和元年（2019年）6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン光の森
熊本県菊池郡菊陽町光の森七丁目33番地1
- 2 菊陽町から聴取した意見の概要
ゆめタウン光の森周辺は、交通渋滞が慢性的に発生している地域で、今回の増床により、さらなる交通渋滞が懸念されます。
今回の変更届出内容の開店後につきましても、引き続き周辺地域の生活環境保持に努めていきたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部振興課
令和元年（2019年）6月4日から令和元年（2019年）7月4日まで

熊本県公告第74号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項の規定により荒尾市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

令和元年（2019年）6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
有明ブラザ
熊本県荒尾市原万田字御馬給700番地1 外
- 2 荒尾市から聴取した意見の概要
荷さばきの際に発生が予想される騒音が規制基準を超過する恐れがあるため、騒音発生の防止や周辺環境に対する配慮をお願いしたい。
また、学校の近くの立地であるため、交通対策や交通整理については、特に留意をお願いしたい。
出店店舗が決定した際には、地元説明会の再度開催の検討を含めた柔軟な対応をお願いするとともに、店舗開店後においても、周辺住民等からの意見及び苦情があった際には、適切かつ迅速な対応をお願いしたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
令和元年（2019年）6月4日から令和元年（2019年）7月4日まで

熊本県公告第75号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出について同法第8条第1項の規定により合志市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

令和元年（2019年）6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス菊南店
熊本県合志市須屋字上ノ原1910 外
- 2 合志市から聴取した意見の概要
荷さばきを行うことができる時間帯が24時間となることから、特に、深夜及び早朝の時間帯における作業時は、周辺住居等への騒音対策に万全を期すようお願いしたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部振興課
令和元年（2019年）6月4日から令和元年（2019年）7月4日まで

熊本県公告第76号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和元年（2019年）6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1398号	混合有機質肥料	混合有機質肥料1号	窒素全量： ：6.0 りん酸全量： ：4.0 加里全量： ：2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	大東株式会社 熊本県八代市鏡町鏡1159番地3	令和7年（2025年）6月8日
熊本県肥第1372号	炭酸カルシウム肥料	18.0炭酸苦土石灰	アルカリ分： ：55.0 可溶性苦土： ：18.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町4丁目78番地	令和7年（2025年）6月9日
熊本県肥第1373号	生石灰	肥料用生石灰	アルカリ分： ：80.0	該当なし	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町4丁目78番地	令和7年（2025年）6月9日

熊本県公告第77号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市竹迫字南屋敷1987番2及び同1988番2
455.79平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市幾久富1758番地169山櫻ハイツ103号
上野 和馬

熊本県公告第78号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達の名称
漁業調査船「ひのくに」代船建造工事
 - (2) 調達に係る発注・契約担当部局
熊本県農林水産部水産局水産振興課資源栽培班（熊本県庁行政棟本館10階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2831
ファックス番号 096-382-8511
 - (3) 調達に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 調達物品の内容
漁業調査船「ひのくに」代船建造仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (5) 履行期間
契約締結の日から令和2年（2020年）10月30日（金）まで
 - (6) 納入場所
熊本県上天草市大矢野町中2450番地の2
熊本県水産研究センター 漁業調査船用栈橋

- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、5(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けたり者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者。イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者。ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (8) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とし、工事費内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(8)までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでの競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和元年（2019年）6月18日（火）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1(3)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

- イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
(5) 海上において、漁業調査又は漁業取締を行う船舶であつて、総トン数40トン以上かつ最高速力24ノット以上の軽合金製のものを、平成21年度（2009年度）以降に元請けとして建造した実績を有する者であること。
(6) 当該船舶の溶接工事をすべて屋内で施工できる施設を保有していること。
(7) 当該船舶の長期にわたる迅速な保守及び修理について、技術的な支援体制が整備されていること。
(8) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある造船業者でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)、(3)及び(5)から(8)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 船舶建造実績調書

ウ 当該船舶の溶接工事をすべて屋内で施工できる施設の図面、写真等

エ 当該船舶の長期にわたる迅速な保守及び修理について、技術的な支援体制が整備されていることを確認できる会社組織図等

- オ 役員及び株主（出資者）調書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからオに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イからオに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1) イからオに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イからオに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからオに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和元年（2019年）7月2日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1 (3) の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 建造仕様書及び一般配置図の閲覧
建造に係る建造仕様書及び一般配置図等は、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
公告の日から令和元年（2019年）7月17日（水）午後5時までとする。
- (2) 閲覧場所
1 (2) の発注・契約担当部局
- 5 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和元年（2019年）7月2日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札に関する質問に対する回答の閲覧及び入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和元年（2019年）7月18日（木）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和元年（2019年）7月17日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和元年（2019年）7月18日（木）午前10時
(イ) 場所 1 (3) の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び工事費内訳書を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和元年（2019年）7月17日（水）（必着）までに1 (3) に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の調達の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の調達の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書及び工事費内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3) イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3) イ（イ）の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引

- 換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
- イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- カ 有効な工事費内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 6 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 仮契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの仮契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 本契約の締結
本契約の締結については、熊本県議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし議決を得たときに契約が成立するものとする。
- ア 仮契約締結後、議会の議決までの間に落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。
- イ アにより仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 本契約の議会の議決の日
- イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
- 7 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 8 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県農林水産部水産局水産振興課資源栽培班
電話番号 096-333-2831
ファックス番号 096-382-8511
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032

- エ ファックス番号 096-370-5455
建造に関すること。
熊本県水産研究センター企画情報室
電話番号 0964-56-5112
ファックス番号 0964-56-4533
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 9 S u m m a r y
- (1) Name and Content of Consignment
Fisheries Research Vessel Unit
- (2) Date and Place for tender
Date: July, 18th, 2019, 10:00a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Fisheries Promotion Division Department of Agriculture, Forestry and Fisheries Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2831 Fax: 096-382-8511
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

登載依頼**熊本県産業教育審議会公告第1号**

令和元年度第1回熊本県産業教育審議会を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

令和元年（2019年）6月4日

熊本県産業教育審議会

- 1 開催日時
令和元年（2019年）6月11日（火）
午後1時30分から午後4時00分まで
- 2 開催場所
水前寺共済会館1階「芙蓉の間」
- 3 議題
(1) 開会
(2) 審議
諮問事項
「地方創生に向けた今後の専門高校における産業教育の在り方について」
(3) 閉会
- 4 傍聴人の定数
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場の受付において、審議会事務局の許可を得た上で、会議場に入ることができる。
(2) 傍聴希望者が10人を超えた場合は、抽選を行う。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県産業教育審議会事務局（熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導班）
電話番号 096-333-2717

熊本県教育委員会告示第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和元年（2019年）6月4日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
令和元年度（2019年度）熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
- 2 入札参加資格

（なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるとおり、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。）

(1) 申請の方法

②の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定め
る競争入札参加資格を審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示するこ
と。）に必要書類を添付し、②の場所に持参又は郵送により提出すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番號 096-333-2581

公告の日から令和元年（2019年）6月18日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和4年（2022）3月31日までとする。

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和3年(2021年)10月1日から令和3年(2021年)11月30日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

この法律は、地方公共団体の物品等及び役務の調達手続の特例を定め、

熊本県教育長 古 閑 陽 一

(1) 調達の種類

令和元年度（2019年度）熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ

熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導班（熊本県庁行政棟新館6階）

熊本市中央區水前寺六丁目1番1号

電話番號 096-333-2717

電話 096-384-1563
ファックス 096-384-1563

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

熊本市中央区水前寺六丁目1番1号

ア 教育用コンピュータ 489セット

イ サーバ 1 3 セット

ウ その他周辺機器及びソフトウェア 一式

令和元年度（2019年度）熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。

令和元年（2019年）10月1日（火）から令和7年（2025年）8月31日（日）まで

令和元年（2019年）9月30日（月）

要求仕様書による。

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に限っては、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、5（3）アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願

- を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者の側の電子入札システムにより電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札システムにより電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉
 塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
 入札金額は、賃借料１月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、７１月賃
 借料率で計算する。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１
 ０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数
 を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税の
 １１０分の１００に相当する金額により入札すること。
- (11) 要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３
 ９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務
 委託等）運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
 次の（１）から（５）までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平
 成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定され
 た者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル（ＯＡ機器類）」
 に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参
 加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参
 加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のア
 の受付期間以降も随時受け付けるが、３（３）の提出期間の末日までに登録内容の変
 更が競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期
 間
- 公告の日から令和元年（２０１９年）６月１８日（火）午後５時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 １（３）の入札担当部局
- ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送
 する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申
 立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更
 生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申
 立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再
 生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止等の措置要領（平成１４年熊
 本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 仕様適合証明願に機能等証明書及び納品物品一覧表等を添付し、公告の日から令和
 元年（２０１９年）６月１８日（火）午後５時までの間に１（２）の発注・契約担当
 部局に提出し、審査を受け、納入しようとする物品等が仕様に適合している証明書（
 仕様適合証明書）の交付を受けていること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、２（２）から（５）までに定める条件の全てを満
 たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
 ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 仕様適合証明書
- (2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、（１）ア及びイに掲げる書類をＰＤＦ形
 式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、（
 １）アに掲げる書類に添付する（１）イに掲げる書類の電子データの容量が３メガバ
 イトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、（１）イに掲げる書類の目録
 を（１）アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、（１）イに掲げ
 る書類は、（３）の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により
 提出すること。
 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出さ
 れた競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、
 （１）ア及びイに掲げる書類を書面で（３）の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便
 に限る。）又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間
公告の日から令和元年(2019年)7月5日(金)午後5時まで
- (4) 提出先
1 (3) の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札説明会
実施しない。
- 5 入札手続等
- (1) 要求仕様等に対する質問の受付期間
1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和元年(2019年)7月5日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和元年(2019年)7月18日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和元年(2019年)7月17日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和元年(2019年)7月18日(木)午前11時
(イ) 場所 1 (3) の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和元年(2019年)7月17日(水)(必着)までに1 (3) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の調達名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の調達名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする

る。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（71月）を乗じたて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (2) の発注・契約担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導班

電話番号 096-333-2717

ファックス番号 096-384-1563

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

9 Summary

(1) Name and quantity of commodity to lease 489 personal computers 13 servers
A set of peripheral equipment and softwares

(2) Deadline to supply commodity

September 30st, 2019

(3) Place to supply commodity

Shown in the bid explanation form

(4) Date and place to submit bidding proposal

Date: July 18th, 2019, 11:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government main building)

(5) Deadline to submit bidding proposal by mail

Date: July 17th, 2019

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division

(6) Language and currency to be used for bidding

Japanese language and currency only

(7) Name of the department in charge of this bidding contract

Senior High School Education Division

Board of Education Prefectural Office of Kumamoto

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2717 Fax: 096-384-1563

熊本県内水面漁場管理委員会指示第214号

水産動物の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、球磨川における水産動物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第36条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

令和元年(2019年)6月4日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 江 藤 俊 男

- 1 採捕禁止区域
右岸八代市麦島東町、左岸八代市高下東町球磨川堰上流端から上流へ30メートル、同堰上流端から下流へ80メートルまでの区域。
ただし、熊本県内水面漁業調整規則第31条の規定で定められた採捕禁止区域等と重複する区域及び期間を除く。
- 2 指示の有効期間
令和元年(2019年)6月9日から令和3年(2021年)年6月8日まで

熊本県内水面漁場管理委員会指示第215号

水産動物の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、球磨川水系前川における水産動物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第36条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

令和元年(2019年)6月4日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 江 藤 俊 男

- 1 採捕禁止区域
右岸八代市末広町、左岸八代市麦島東町新前川堰上流端から上流へ30メートル、同堰上流端から下流へ80メートルまでの区域。
- 2 指示の有効期間
令和元年(2019年)6月9日から令和3年(2021年)6月8日まで

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年(2019年)6月4日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第2号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の任用に関する規則(昭和46年熊本県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

- 第1条中「第22条」を「第22条の3」に改める。
- 第26条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
(8) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の職
- 第32条中「法第22条第1項」を「法第22条及び法第22条の2第7項」に改める。
- 第33条第3項の次に次の1項を加える。
- 4 法第22条の2第1項に掲げる会計年度任用職員に対する第1項第1号の規定の適用については、同号中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、第3項の規定の適用については、同項中「条件付採用期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。
- 第34条中「任命権者は、」の次に「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、」を加え、「場合においては」を「ときは」に、同条第1号及び第2号中「場合」を「とき。」に、同条第3号中「場合、」を「とき又は」に改め、「4人を加えた数に」を削り、「場合又は提示された者のうち当該採用若しくは昇任の志望者が5人に満たない場合で人事委員会から他に適当な採用候補者若しくは昇任候補者がいない旨の通知を受けた場合」を「とき。」に改める。
- 第36条第1項第1号中「の補助」を削り、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。
- 第37条第1項第5号中「第6号及び第7号」を「第6号から第8号まで」に改める。

附 則

この規則は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月4日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第3号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表市町村の表水俣市の部市長部局の項中「課長」を「課長 市長公室長」に、「総務係長」を「職員係長」に改め、同表阿蘇市の部市長部局の項を次のように改める。

市長部局	本庁（会計課を含む。） 支所 阿蘇山上事務所 隣保館 保育所 子育て支援センター ASO田園空間博物館総合案内所	部長 会計管理者 課長 審議員 課長補佐 室長 人事係長 財政係長 支所長 審議員 次長 所長 所長 園長 所長 所長
------	--	--

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県選挙管理委員会公告第1号

第25回参議院熊本県選出議員選挙における立候補手続等について、次のとおり説明会を行います。

令和元年（2019年）6月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

- 1 日時 令和元年（2019年）6月14日（金）午後1時から
- 2 場所 熊本県庁行政棟本館8階 801会議室
- 3 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村・税務局市町村課選挙班）
（電話 096-333-2104）